



# テミス通信

第 56 号 / 2022年3月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



大阪造幣局 桜の通り抜け

日ごとに春めいてまいりました。  
皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

2022年2月24日 ロシアがウクライナに軍事侵攻を開始しました。  
目を疑うばかりの光景に、心が痛みます。武力の行使は許されません。  
一日も早く、人々が日頃の暮らしを取り戻せるよう祈ります。  
私たちも、できることをやっていきたいと思えます。

テミス通信 第56号をお届けいたします。

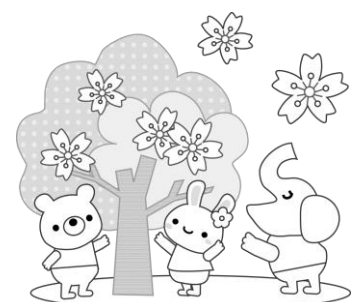
(佐井恵子)

**ご希望の方には「リモート打ち合わせ」やっています！！**

コロナ禍も3年目に入っています。

弊所では引き続き、ご来客様にはマスクの着用と手指のアルコール消毒、  
検温のご協力をお願いしています。

また、テーブルや椅子等も、都度、消毒清掃していますが、  
Zoom等リモートの打合せにも対応しますので、  
ご希望の方はお気軽にお申し付けください。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

## 2022年4月1日より「18歳は大人」～成人年齢引下げ～

成人年齢の引下げは、平成19年に憲法を改正するための手続に関する法律「憲法改正国民投票法」が公布され、平成26年に投票年齢が20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことに始まります。続いて平成27年に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が公布。平成28年より18歳以上20歳未満の者の選挙参加が認められるようになりました。

これらを踏まえ、経済取引の面でも18歳以上を大人とする民法改正が2022年4月1日より施行となりました。但し、18歳を成人として扱うものにも喫煙・飲酒やギャンブル等、例外があることに注意が必要です。

成人年齢引下げに伴う変化をピックアップしてみましょう。

### 18歳で大学に入学します。どのような変化がありますか？

未成年者でなくなるので、自分の住む場所（居所）や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。そして、親の同意なく、一人暮らしのためのアパートを借りたり、携帯電話を購入する、アルバイト契約を結ぶといったことが可能となります。当然、親の同意がない契約を「未成年者取消権」で取り消すことはできなくなります。

契約には様々なものがあり、約款をよく読まないで安易に契約を交わすと消費者被害などトラブルに巻き込まれる可能性があります。大学入学当初は、社会経験に乏しく保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいるので、注意してください。

### クレジットカードを作ることができますか？

言うまでもなく、クレジットカードは借金です。本来、弁済できるだけの資力があるかどうかカード会社は審査するはずですが、実際のところはどうなのでしょう。カードは便利ですが、限度額を自ら設定して利用したいものです。今回の改正で、18歳からカードを作ることができるようになりましたが、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行については当面20歳以上に据え置くとのことです。

### 養育費に影響はありますか？

子の養育費について、「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めがある時、後から成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり20歳まで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。また、大学卒業時を想定して「22歳に達した後の3月まで」と定めているケースもあるように、養育費は、子が経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、成年年齢引下げが期間短縮に直結するものではないと考えられます。

### 親に相続が発生した場面での18歳の子への影響はありますか？

遺産分割協議に、未成年者に代わってもう一人の親が参加することはできません。親と子の利益が相反するためです。そこで、特別代理人を家庭裁判所の審判によって選任し、特別代理人が子に代わって遺産分割協議に参加します。今後は、遺産分割協議の時に18歳に達していれば、自ら協議に参加することができるようになります。



一方、相続税においては、未成年者の年齢に応じて相続税額から控除する「未成年者控除」\*の金額が減少し、未成年者の納める相続税が増加します。

※未成年者控除額=(18歳-相続開始時の年齢)×10万円

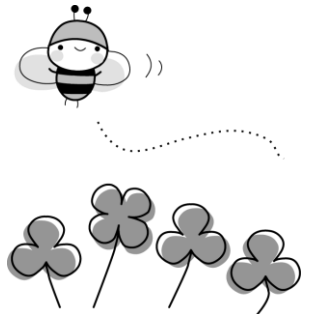
### 18歳で贈与を受ける場面での変化はありますか？

従来ですと、贈与契約は子に代わって親権者が締結するところ、本人自身が契約できるようになります。逆に、実家を離れた子に代わって親が契約をすることはできなくなりました。

贈与税においては、直系尊属(祖父母や父母)から受けた贈与について、未成年者は一般税率となりますが、18歳以上であれば軽減された税率が適用されることになります。

その他にも、相続時精算課税(60歳以上の直系尊属(父母や祖父母)から、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者のうち、直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫に行われた贈与について、受贈者(相続時精算課税適用者)が選択できる贈与税の制度)や、事業承継税制の贈与税の納税猶予制度の利用範囲が18歳に拡大されます。

(佐井恵子)



## 事業承継の遺留分トラブルを防ぐ

### 事業承継に伴う経営権の分散リスク

会社の経営権を安定させるためには、後継者に集中的に自社株式を承継することが望ましいですが、何も対策をしないしていると遺産分割協議の結果、自社株式の所有者が後継者以外に分散してしまうリスクがあります。

先代経営者の生前に、後継者に集中的に自社株式を譲渡するといった事前の対策が円滑な事業承継には理想的ですが、後継者に財産が譲渡されることで、他の相続人との関係では遺留分\*という問題を避けては通れません。相続発生後に、自社株式が争いの種になり遺留分の主張がなされ円滑な事業承継に支障をきたすケースもあります。

### ※「遺留分」とは

民法は、遺族の生活安定や相続人の平等を確保するために、相続人に最低限の相続する権利を保障しており、これを「遺留分」と言います。

他の相続人が多く財産を取得したため自己の取得分が遺留分よりも少なくなってしまった場合には、自己の遺留分に相当する額を他の相続人に請求できます。

遺留分の額は、遺留分算定基礎財産(遺産に一定の生前贈与財産を加え、負債を差し引いた財産)に遺留分の割合(法定相続割合の原則2分の1)を掛けて算出します。

### 遺留分の請求リスクを踏まえた生前対策

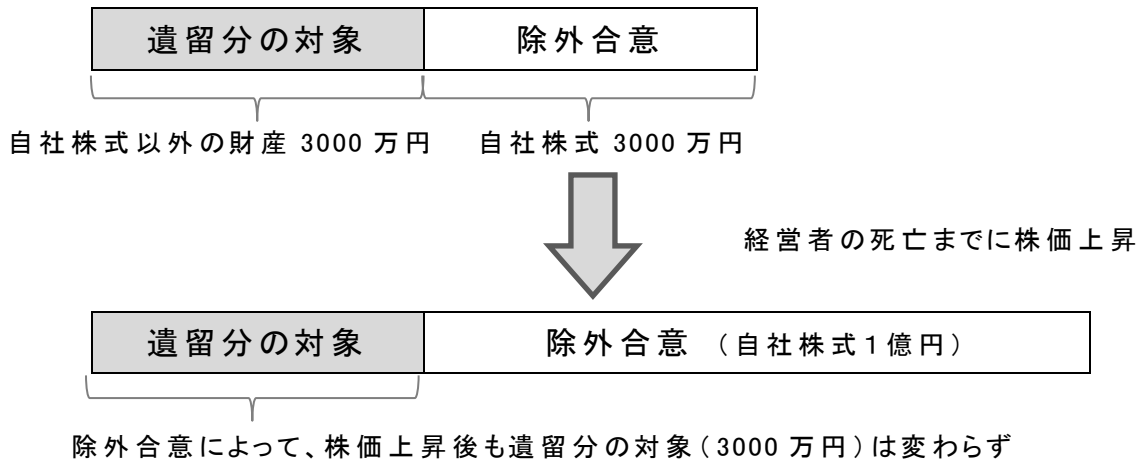
後継者が、他の相続人から遺留分の主張を受けるリスクを防止するために、経営承継円滑化法に基づく遺留分に関する民法の特例が設けられています。

後継者を含めた推定相続人全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式について、一定の要件を満たしていることを条件に、遺留分算定基礎財産から

除外する取り決め(①除外合意、②固定合意の2つの方法)が可能です。これにより、後継者が確実に自社株式を承継することができます。

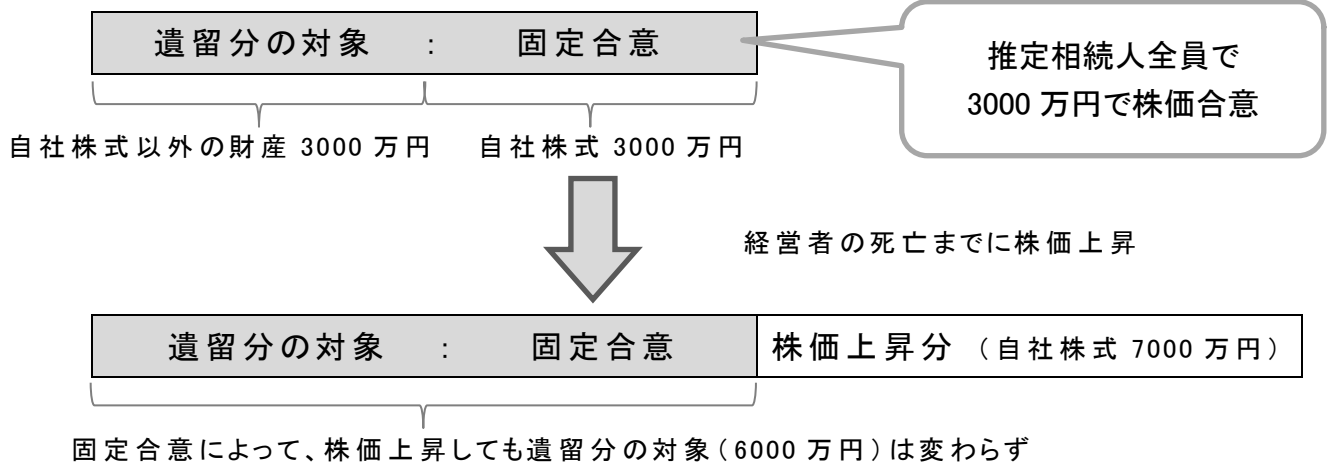
### ①除外合意

後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、遺留分の対象財産から除外する合意を行うことで、他の相続人は自社株式について遺留分の主張ができなくすることができます。



### ②固定合意

自社株式の株価を合意時点で固定することで、後に自社株式の株価が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者は相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなり、安心して事業承継ができるようになります。



### 特例を受けるために

以下の要件を満たした上で「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。

- ①会社：合意時点において3年以上継続して事業をしている非上場の中小企業者であること。
  - ②現経営者：過去又は合意時点において会社の代表者であること。
  - ③後継者：合意時点において会社の代表者であること。現経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。
- ※推定相続人以外の方も対象にできます。

(山添健志)

## 佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「お花見といえば」



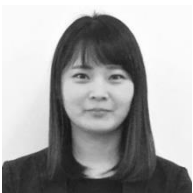
佐井 恵子  
司法書士  
窓越しに花を観ながら  
山かけ蕎麦



山添 健志  
司法書士  
燻製機でいぶった  
ソーセージとお酒



佐井 陽子  
事務局  
川の飛び石から  
記念撮影



和田 梢  
事務局  
意外と寒い

## お薦めの本 『ボクはやっと認知症のことがわかった』

『ボクはやっと認知症のことがわかった ～自らも認知症になった専門医が、日本人に伝えたい遺言～』 長谷川和夫 著

認知症による成年後見制度利用にあたっては、主治医の診断書が必要です。主観的判断ではなく、誰が実施しても結果がほぼ変わらない物差しとなるよう筆者が考案した「長谷川式簡易知能評価スケール」が広く利用されています。その長谷川先生自身が認知症になったということ、そして自身の体験を本にされたことに驚きました。

その中の、「認知症の本質を、『いままでのくらしができなくなること』だといえます。・・・だから、認知症の本質は『暮らしの障害』『生活障害』と捉えます。」という所に、認知症の対処療法の中心にあるものは「暮らしの援助」だと納得したり、とかく予防法を知りたくなりますが、「いちばん大きな危険因子は加齢ですが、人間誰しも、年をとるのを避けることはできません。そうだとすると、認知症の予防は、『一生ならない』ことよりも、いかに『なる時期を遅らせるか』が重要」との言葉に、改めて、特別の病気ではないのだと思ひ至るのです。

お声を掛けていただければ貸出しします。是非、ご一読ください。

なお、長谷川先生は2021年11月13日、92歳で逝去なさいました。ご冥福をお祈りします。  
(佐井恵子)

## ご近所探訪 ～宮水井戸場修景・編～

今回は私の地元、西宮の宮水井戸をご紹介します。えべっさんでお馴染みの西宮神社からさらに海側に市役所前線を下ると、松や庭石よりも目立つ、大きな金属の蓋がいくつも落ちているような、奇妙な場所があります。ここが宮水発祥の地で、大関・辰馬本家酒造（白鹿）・白鷹の3つの酒造会社が所有する井戸です。西宮の水、略して宮水は、かつて海底だった地層に多く含まれたリン、カリウムが六甲山系の伏流水とブレンドされた硬水で、酒造りに非常に適しています。江戸時代、清酒は通常秋になると味が落ちるのに、宮水で造られた酒はかえって味がよく、「秋晴れ」と讃えられました。宮水に六甲鳳、酒米山田錦、丹波杜氏の技術は灘の酒造りに欠かせません。ちなみに、西宮は明治まで灘五郷には含まれていませんが、「それは西宮郷が他郷にさきがけて酒造地となり大阪町奉行支配であったのに対し、他郷は代官所支配であったからだと考えられて」おり、室町時代には既に酒造が始まっていたという記録があるそうです。上記の引用は設置された案内からです。酒造りの歴史を詳細に説明したプレートが多く並び、読み応えがあります。江戸への輸送、「新酒番船」が面白かったです。（佐井陽子）



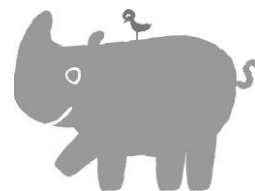
2022年2月19日(土)13時から17時まで、大阪司法書士会の研究機関「家族法研究会」による研究発表を行いました。テーマは、「嫡出推定、待婚期間の見直し等、民法改正案から見える親子法制の諸問題」として、①嫡出推定・否認制度の見直し(第三者提供精子による子の父子関係を含む)②女性の再婚禁止期間の見直し③認知制度の見直しが主な内容で、私の担当は、嫡出否認の訴。子どもの年齢と発達など、普段手に取らない本も読みました。家族法を考える中で、諸外国との法制の違いや改正の経緯を日本と比べると、日本は改正をなるべく小ぶりにしたいということがよく分かります。民法改正案は2月に答申され、今年中に国会の審議にかけられる予定です。夫の暴力から逃れたり離婚が長引いて生まれた子を、前夫の子と推定され前夫の戸籍に出生届をすることを求められることに起因する「無国籍者問題」を解消するには不十分な内容だと考えますが、国会での質疑に注目したいと思います。(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。株式会社ポワール様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

### テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・4月スタートの成年年齢引下げの話題を取り上げました。私としては、保護に欠けるのではないかと心配をするのではなく、これを機に、子ども達を取り巻く社会を変えていくきっかけとしてほしいと思います。環境保護活動家グレタ・トゥールンベリさんの出身国、スウェーデンでは、学校の授業や運営について生徒の意見を反映させたり、市街地の公共交通、街灯の設置等の改善に関して若者の意見を聴取するなどし、大人が若者に対して約束したことについては実現するよう努めるといった社会参加プログラムを提供していると、2017年のテミス通信第30号に記事にしており、今見ても興味深いです。同号には、成人年齢18歳引下げについて読者の皆様からいただいたご意見を多数紹介しています。弊所ホームページから併せてご覧下さい。
- ・3月8日は国際女性デー、ミモザの日。ミモザは、愛らしい黄色い花を沢山咲かせます。大好きな花ですが、黄砂にPM2.5が飛来する季節と重なり、アレルギーがあるため、残念ながら部屋には飾りません。せめてドライフラワーでも…一度試してみたいと思います。
- ・コロナのオミクロン株流行が一向に落ち着きません。身近に迫ってきているようです。そんな中、私たちも三回目の予防接種を順次受け、副反応もありましたが、職場に戻ってきています。ワクチンの効果を期待したいところです。
- ・2022年2月4日開幕の北京オリンピックでは、「自分自身に挑戦する姿」に感動や尊敬が集まりました。運営にがっかりすることもありましたが、それを上回るアスリートの試行錯誤と努力。どの世界でも、世界一になるには繰り返し努力するだけでは届かない。漫然としていてはなれないことを分かりやすく示してくれたと思います。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>